

# 令和6年度白子町学童クラブ利用のしおり



問い合わせ

白子町住民課子育て支援係

〒299-4292 白子町関5074番地の2

電話 0475-33-2178

FAX 0475-33-4132

Mail [kosodate@town.shirako.lg.jp](mailto:kosodate@town.shirako.lg.jp)

## 学童クラブの役割

学童クラブは、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に対し、安全・安心して過ごせる場所を確保すると同時に、適正な遊びや児童の健全育成上必要な活動を提供します。

## 学童クラブの基本方針

- 1、学童クラブでは、子ども達が安心して過ごせる生活の場の中で、基本的な生活習慣を身に付けるようにします。
- 2、適切な遊びを通して、同学年や異学年と「協力しあう心」「思いやりの心」「ルールを守る心」「積極的に人と触れ合おうとする心」を育てます。
- 3、児童の個性と意思を尊重し、自主的に遊んだり、学習できる環境づくりに努めます。



## 学童クラブ児童へのお願い

- 1、元気にあいさつをしましょう。
- 2、お友達と楽しく遊びましょう。
- 3、自分から進んで学校の宿題をしましょう。
- 4、「思いやり」の気持ちを忘れないようにしましょう。
- 5、学童クラブのルールを知り、守りましょう。
- 6、支援員（大人）のお話に、耳を傾けましょう。

## 1、学童クラブの対象児童

白子町内の小学校に就学している1年生～6年生で、次の児童が対象となります。

- (1) 保護者が就労等により昼間保育ができない場合。
- (2) 保護者が疾病等あるいは、親族の介護等で昼間保育ができない場合。
- (3) その他、保育が必要と認められる場合。

## 2、場所と開所時間

	場 所	時 間
通常 月曜日～金曜日	なのはなキッズクラブ（白潟小学校内） げんきっ子クラブ（関小学校内）	下校～18：30
長期休業 月曜日～金曜日	かめっこクラブ（南白亀小学校内）	7：30～18：30
土曜日	げんきっ子クラブ（関小学校内） ※3学童クラブの児童が利用できます。 ※児童の利用状況により施設等を変更する場合があります。	7：30～18：00

- ◆長期休業とは、夏休み、冬休み、春休みのことで、この期間のみの利用も可能ですが、すでに定員に達している場合は、お断りすることもありますのでご了承ください。
- ◆県民の日、運動会・授業参観等、学校行事による振替休業日は、長期休業中と同様の開所時間です。
- ◆新1年生は、4月1日からの利用が可能ですが、一時的利用はお断りさせていただきます。（通年利用、月単位の利用は可能）

## 3、土曜日保育の利用

- (1) 土曜日保育を利用する場合は、前月20日までに（当日が土日、祝日の場合は、その前日まで）翌月の「土曜日利用申請書」を各学童クラブに提出してください。
- (2) 土曜日保育利用料の支払いについては、利用した月の翌月に口座振替となります。
- (3) 土曜日保育を欠席する場合は、利用日の3日前までに必ず所属の学童クラブにご連絡をお願いします。
- (4) 利用者がいない場合は、閉所となります。

#### 4、災害時等の開所の基準

内 容		開所の有無
感染症（新型コロナ等）の場合	学校閉鎖	閉所
	学級閉鎖	開所 ※学級閉鎖になったクラスの児童は感染拡大防止のため利用できません。
学校行事等による早帰りの場合		開所
学校行事等（土曜日実施）が事前に中止となった場合		開所
自然災害（台風、大雨、地震等）による休校の場合		閉所
自然災害（台風、大雨、地震等）による早帰り（集団下校）の場合		開所
自然災害（台風、大雨、地震等）による保護者へ引き渡しの場合		閉所

◆学童クラブを臨時閉所する場合は、保護者会連絡網を通じてお知らせします。

#### 5、閉所日

(1) 日曜日、祝日

(2) 年末年始（12月28日～1月4日）

※令和6年度の12月28日、1月4日は、役場閉庁日のため閉所といたします。

(3) その他

- ・土曜日については、事前の出欠確認により利用者がいない場合は、閉所といたします。
- ・お盆（8月13日～8月15日）については、事前に利用希望の確認を行い、利用者がいない場合は、閉所といたします。



## 6、利用料

利用区分		利用料	支払方法
通年の利用 月曜日～金曜日		低学年 月額 10,000 円 ※8月 月額 15,000 円	口座振替 ※詳細については、 後日、お知らせし ます。
		高学年 月額 5,000 円 ※8月 月額 13,000 円	
長期休業 のみの 利用	夏休み期間 (7/22～8/31)	低学年 月額 18,000 円	
		高学年 月額 16,200 円	
	冬休み期間	低学年 月額 5,000 円	
		高学年 月額 4,000 円	
	春休み期間	低学年 月額 6,000 円	
		高学年 月額 5,500 円	
土曜日の利用		全学年 日額 1,500 円	

- ◆利用料が支払日までに引落されなかった場合は、納入通知書にて役場会計課窓口で納めてください。
- ◆月の途中利用、途中退所の場合であっても利用料は、月額のお支払いとなりますのでご了承ください。
- ◆利用者の人数等により、今後、利用料金を変更する場合がありますのでご了承ください。

## 7、保険の加入

### (1) 保険料 公益財団法人 スポーツ安全協会加入

傷害保険及び 賠償責任保険	年額 800 円	保険料については、4 月分の口座振替にて集金いたします。
------------------	----------	------------------------------

- (2) 学童クラブでは、学童施設内及び支援員の管理下における施設外の活動中の事故によりけがをした場合の補償のため、保険に加入していただきます。
- (3) 学童クラブでけがをして医療機関を受診した場合は、必ずお申し出ください。
- (4) 傷害保険金額

(被保険者 1 人につき)

死亡	3,000 万円
後遺症障害 (最高)	4,500 万円
入院 (1 日目から 180 日程度)	1 日 4,000 円
通院保険金 (1 日目から 30 日程度)	1 日 1,500 円



## 8、持ち物等

- (1) 毎日持ってくるもの
  - ・水筒 ⇒ 麦茶等、甘味のない飲み物を入れてください。
  - ・手拭きタオル（ハンカチ）、ティッシュ
  - ・健康観察カード（学校で使用しているもの）
- (2) 学童クラブに保管しておくもの
  - ・着替え一式（洋服、下着類） ⇒ 巾着袋等に入れてお持ちください。
- (3) その他
  - ・持ち物には、必ず名前を記入してください。
  - ・お金やおもちゃ等の私物は、トラブルの原因となりますので絶対に持たせないでください。
  - ・長期休業、土曜日利用等、給食がない時は、お弁当を持たせてください。

## 9、欠席の連絡

欠席する場合は、各学童クラブに必ず連絡をしてください。

- ・支援員対応の時間帯  
通常月曜日～金曜日 15時以降  
長期休業 7時30分以降

なのはなキッズクラブ	電話	33-1807
げんきっ子クラブ	電話	33-2270
かめっこクラブ	電話	33-6113

- ・留守番電話による連絡でも構いません。
- ・土曜日保育の欠席については、利用日の3日前までに所属の学童クラブにご連絡をお願いします。なお、急病等により当日、欠席する場合は、直接学童クラブにご連絡をお願いします。

## 10、送迎

- (1) 送迎の際は、必ず保護者の方が学童クラブの教室まで行き、支援員に声掛けのうえ、お子さんの引き渡しをしてください。
- (2) 保護者以外（届出以外）の方が迎えに来る場合は、事前に支援員にお申し出ください。
- (3) やむを得ず、迎えの時間が遅れる場合は、必ず学童クラブにご連絡をお願いします。

## 11、保護者会の活動

保護者会の活動は、学童クラブ室内の環境整備、保護者会会議の開催が主な内容となります。

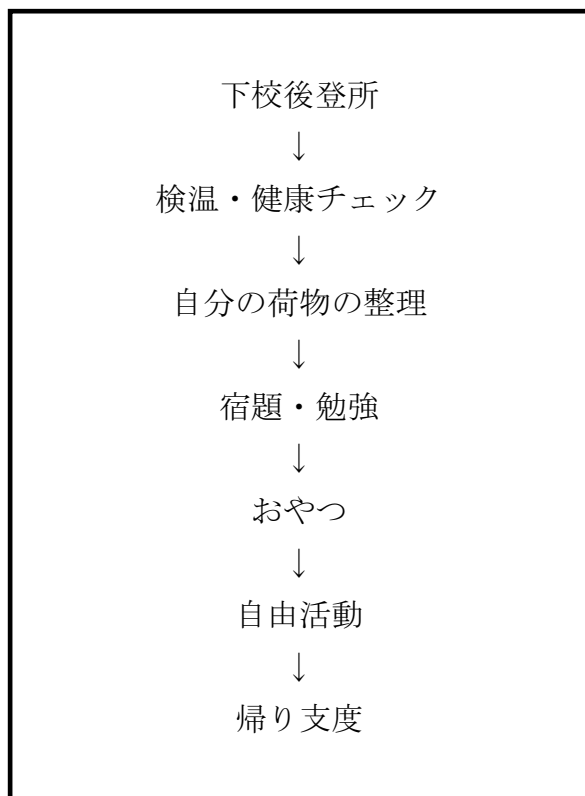
学童クラブと家庭とが連携を図り、適切な学童クラブ運営、健全な児童の育成を目的として、引き続き保護者会の設置にご協力をお願いします。

## 12、その他

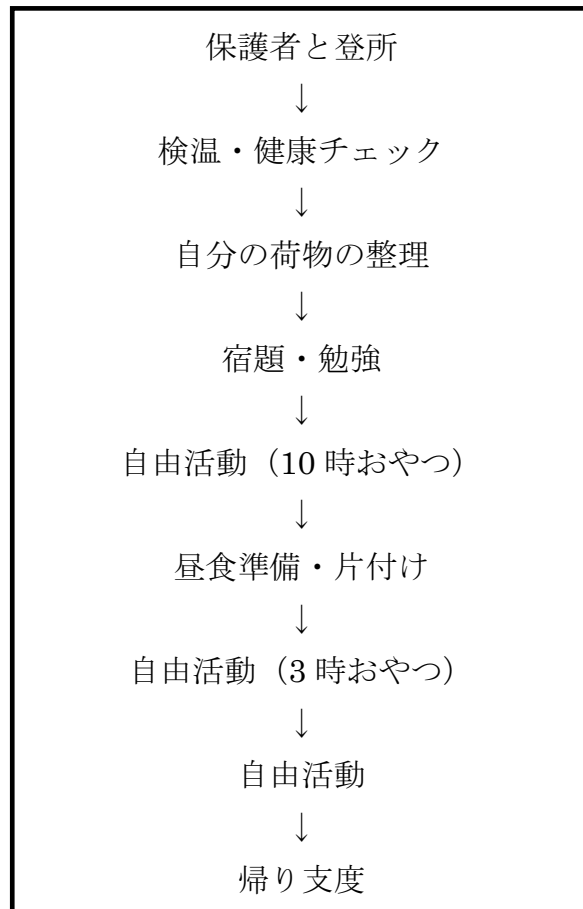
- (1) 利用承認後、住所、電話番号、保護者の勤務先等の変更があった場合は、速やかに学童クラブまたは、住民課子育て支援係に届出してください。
- (2) 学校から体調不良やけが等により保護者へ迎えの連絡があった場合、お子さんの引き渡しは、学校からとなります。
- (3) 食物アレルギーや持病等ある場合は、事前に住民課子育て支援係にご相談ください。

## 13、学童クラブの1日の流れ

### 【平日】



### 【長期休業】





《自由活動》

- 教室 内：折り紙・レゴ等のおもちゃ遊び・ゲーム（オセロ、将棋、パズル等）等
- 校庭・体育館：サッカー・ドッジボール・かくれんぼ等  
※天候や部活動等の状況により活動の判断をします。
- その他：おやつ作り・工作等

《年間行事》

- 季節の行事：七夕まつり・ハロウィン・クリスマス・お正月遊び等
- その他：避難訓練（地震、火災、不審者などを想定）

#### 14、申込手続き

- (1) 受付場所
  - ①住民課子育て支援係 8：30～17：15
  - ②各学童クラブ 開所時間内
- (2) 申請書類
  - ①放課後児童健全育成事業利用申請書及び児童票
  - ②就労証明書または、申立書（看護・介護等の場合）
  - ③児童の保険証の写し
- (3) 利用変更届
  - 利用承認後、次に該当する場合は、届出の変更が必要となります。
  - ①申請書類の記載事項に変更があった場合は、速やかに提出してください。
  - ②学童クラブの利用を1カ月以上休止する、または、退所する場合は、前月10日までに提出してください。
- (4) その他 「長期休業のみの利用」や「年度途中の利用」の場合は、利用開始の1か月前までにお申し込みの手続きをお願いします。